

一覧表の留意点

(1) 「法律の所管府省庁」欄

法律の所管府省庁名を記載しています。複数の府省庁による共管となっている法律については、複数の府省庁名を建制順で記載しています。

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(2) 「主管府省庁」欄

計画等の主管府省庁を記載しています。複数の府省庁による共管となっている計画等については、複数の府省庁名を建制順で記載しています。

(3) 「閣法/議法」欄

以下のとおり、計画等の策定に関する規定が定められた際に提出された法案で分類し、記載しています。

「閣」：内閣提出法案により制定又は改正されたものである場合

「議」：議員提出法案により制定又は改正されたものである場合

(4) 「計画等の名称」欄

法定されている計画等の名称を記載しています。法律において略称が規定されている場合には、当該略称を記載しています。

(5) 「策定主体」欄

「都道府県」「市町村」欄

- ・ 計画等の策定主体を記載しています。

(例)「地方公共団体」が策定主体の場合 「都道府県」欄及び「市町村」欄に「 」

「一部の市町村」、「指定都市」が策定主体の場合 「市町村」欄に「 」

- ・ 地方公共団体を含む組織（協議会等）が策定主体である場合には、当該組織の構成員である地方公共団体を策定主体としています。

(例) 構成員に都道府県を含む協議会が策定主体の場合 「都道府県」欄に「 」

- ・ 地方公共団体が設置する者（広域連合等）が策定主体である場合には、当該地方公共団体を策定主体としています。

(例) 市町村が設置する広域連合が策定主体の場合 「市町村」欄に「 」

「共同策定」欄

「◎」: 複数の地方公共団体による共同策定が可能であり、その旨を法令又は通知等で明確化している場合

「 」: 明確化は行っていないものの、運用上、複数の地方公共団体による共同策定が可能である場合

「×」: 複数の地方公共団体による共同策定が認められない場合

(6) 「策定に関する規定の種類」欄

計画等の策定に関する規定について、その性格（義務・努力義務・できる）に応じて「 」を記載しています。

各規定の義務付け等の性格については、一律条文の末尾の書きぶりにより判断しています。

(例)「地方公共団体は、必要と認めるときは 計画を策定するものとする」という規定であれば、必要と認めるときという条件が付されているものの、本一覧表においては、「策定するものとする」という書きぶりをもって義務規定と整理しています。

(7) 「一体的策定」関係欄

「他の計画等との一体的策定の可否」欄... (A)

関連する計画等との全部又は一部の一体的策定（上位計画への統合を含む。）の可否について、次により分類しています。

「◎」: 他の計画との一体的策定が可能であり、その旨を法令又は通知等により地方公共団体に対し明確化している場合

「 」: 法令又は通知等による明確化は行っていないものの、運用上他の計画との一体的策定が可能である場合

「×」: 他の計画との一体的策定が認められない場合

「地方公共団体の総合計画等での記載(一体的策定)の可否」欄... (B)

地方公共団体の総合計画等に、計画等の全部又は一部を記載することの可否について、次により分類しています。

「◎」: 地方公共団体の総合計画等での記載が可能であり、その旨を法令又は通知等により地方公共団体に対し明確化している場合

「 」: 法令又は通知等による明確化は行っていないものの、運用上総合計画等での記載が可能である場合

「×」：地方公共団体の総合計画等での記載が認められない場合

「一体的策定を認める場合の条件、留意点等」欄

(A)又は(B)が「 」又は「 」の場合、必要に応じて、他の計画等(総合計画等を含む)との一体的策定を可能とする上での条件や留意点等を記載しています。

「当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称」欄

(A)が「 」又は「 」の場合、一体的策定が可能な計画等の名称を記載しています。

「一体的策定が可能であることを記載した通知等」欄

(A)又は(B)が「 」の場合、一体的策定が可能であることを記載した通知等の名称を記載しています。

ウェブで公表されているものは、URLを記載しています。